

平成二十年政令第一百九十六号

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉  
税関税に関する政令  
内閣は、関税率率法（明治四十三年法律第五十  
四号）第八条第九項及び第三十七項の規定に基づ  
き、この政令を制定する。

（課税物件）

第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に

掲げる国を原産地とするもののうち、第三号に  
掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨  
物」という。）には、関税率率法（以下「法」  
という。）第八条第一項の規定により、不当廉  
売閑税を課する。

一 法の別表第二八二〇・一〇号に掲げる二酸  
化マンガン（電気分解の工程を経て製造した  
ものでない旨が經濟産業省令で定めるところ  
により經濟産業大臣の発給する証明書により  
証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定  
めるところにより税閑長に提出されたものを  
除く。第三条第一項において「電解二酸化マ  
ンガン」という。）  
二 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域  
を除く。）  
三 平成二十年九月一日から令和十一年一月二  
十五日までの期間

この政令における原産地については、関稅法  
施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第四条  
の二第四項に定めるところによる。

（税率）

第二条 特定貨物に課する不当廉売閑税の税率

は、四十六・五パーセント（貴州紅星發展大龍  
錫業有限責任公司（GUIZHOU REDS  
TAR DEVELOPING DALON  
G MANGANESE INDUSTRY  
CO., LTD.）により生産されたもの（次条  
第二項において「特定電解二酸化マンガン」と  
いう。）にあつては、三十四・三パーセント）  
とする。

（提出書類）

第三条 税閑長は、電解二酸化マンガン又は保税  
工場若しくは総合保税地域において行われた電  
解二酸化マンガンを原料の一部とする製造によ  
る製品である外國貨物を輸入しようとする者に  
対し、当該電解二酸化マンガンの原産地を證明  
した書類を提出させることができる。  
2 特定電解二酸化マンガン又は保税工場若しく  
は総合保税地域において行われた特定電解二酸

化マンガンを原料の一部とする製造による製品  
である外國貨物を輸入しようとする者は、貴州  
紅星發展大龍錫業有限責任公司（GUIZHOU  
REDSTAR DEVELOPING  
DALONG MANGANESE INDU  
STRY CO.; LTD.）の作成した当該特  
定電解二酸化マンガンの生産を証する書類その  
他の税率の適用のために必要な書類を税閑長に提  
出しなければならない。

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

附 則 （平成二十一年八月二九日政令第二  
六七号）

この政令は、平成二十年九月一日から施行す  
る。

附 則 平成二十三年三月三一日政令第八  
八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から  
施行する。

附 則 平成二六年三月五日政令第五二  
号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。  
(不当廉売閑税の還付に関する経過措置)

2 この政令による改正前の電解二酸化マンガン  
に対する課する不当廉売閑税の同条第三十二項の  
規定による還付の請求については、旧令第五条  
の規定は、なおその効力を有する。

附 則 平成二一年三月一日政令第三二  
号）

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年三月五日から施  
行する。

（不当廉売閑税の還付に関する経過措置）

第四条 特定貨物に課する不当廉売閑税及び法の  
別表の税率（条約中に關稅について特別の規定  
があり当該特別の規定の適用がある場合にあつ  
ては、当該特別の規定による税率とする。）に  
よる關稅については、それぞれ別個の關稅とし  
て關稅法（昭和二十九年法律第六十一号）第二  
章の規定を適用する。

（還付の計算期間等）

第五条 特定貨物に係る第一条の規定により課さ  
れる不当廉賣關稅の法第八条第三十二項の規定  
による還付の請求は、毎年九月一日から翌年八  
月三十一日までの期間（以下この条において  
「計算期間」という。）ごとに、当該計算期間内  
に輸入された特定貨物に係る同項に規定する要  
還付額に相当する額について、しなければなら  
ない。

附 則 （令和六年二月二六日政令第三九  
号）

この政令は、令和六年三月一日から施行す  
る。